

質疑・回答書

告示番号	件 名	豊中市立北条小学校渡り廊下等耐震補強工事
No	質疑事項	回 答
1	A04 解体及び研り工事と石綿含有建材除去工事の実施時期については、協議の上と記載されていますが、A09工程表時期の平日作業と考えてよろしいでしょうか。	解体及び研り工事と石綿含有建材除去工事につきましても、平日作業を可能とします。
2	A06 下地補修に○印がついていますが、下地補修の種類と数量の記載がありません。A10の①～⑨のみが工事範囲と考えてよろしいでしょうか。	A10図の①～⑨のみが下地補修の工事範囲です。
3	A08 設備配管機器撤去は設備業者になっていますので、工事に支障がある物はすべて撤去して頂けると考えてよろしいですか。	工事に支障のある設備配管機器は別契約の設備業者において撤去します。
4	A09 工程表期間は渡り廊下を学校側は通行しないと考えてよろしいでしょうか。	工事期間中の渡り廊下の通行はありません。

豊中市総務部契約検査課 TEL 06-6858-2075・2076
 FAX 06-6858-7225
 E-mail keiyaku-kouji@city.toyonaka.osaka.jp

質疑・回答書

告示番号		件名	豊中市立北条小学校渡り廊下等耐震補強工事
No	質疑事項		回答
5	A09 屋外階段へ資材搬入車両の進入は可能と考えて考えてよろしいでしょうか。		屋外階段への資材搬入車両の進入はA09図屋外階段の南側仮囲いの前までは可能です。屋外階段南側の通路幅は約1mです。